【コンソーシアムの名称】協定書（案）

（目的）

第１条　【コンソーシアムの名称】は、矢板市文化スポーツ複合施設（以下「複合施設」という。）の管理運営を指定管理者として構成員が共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　本協定に基づき設立するコンソーシアムは、【コンソーシアムの名称】（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　本コンソーシアムは、事務所を●●に置く。

（設立及び解散の時期）

第４条　本コンソーシアムは、令和●年●月●日に成立し、その存続期間は複合施設の指定管理期間が終了し、本コンソーシアムの清算が終了するまでとする。

２　前項の規定にかかわらず、本コンソーシアムが複合施設の指定管理者として指定されなかったときは、複合施設の指定管理に係る選定結果の通知を受けた日をもって解散するものとする。

（構成員）

第５条　本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

⑴　所在地　●●

名　称　●●

代表者　●●

⑵　所在地　●●

名　称　●●

代表者　●●

⑶　所在地　●●

名　称　●●

代表者　●●

（代表事業者）

第６条　本コンソーシアムは、●●を代表事業者とする。

（代表事業者の権限）

第７条　代表事業者は、指定管理業務の遂行に関し、本コンソーシアムを代表して次に掲げる職務の権限を有する。

⑴　矢板市との協議、報告、通知等に関すること。

⑵　指定管理者の指定の申請、複合施設の管理に関する協定に関すること。

⑶　指定管理料の請求及び受領に関すること。

⑷　利用料金の収受、還付等に関すること。

⑸　本コンソーシアムに属する財産の管理に関すること。

⑹　第９条の運営委員会の統括に関すること。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、複合施設の指定管理に係る業務に関し、連帯して責任を負うものとする。

２　矢板市から一の構成員に対する履行の請求は、他の構成員に絶対的効力を有することを全ての構成員が合意する。

３　本コンソーシアムにおける各構成員の責任分担割合は、次のとおりとする。

⑴　○○○○　●●％

⑵　○○○○　●●％

⑶　○○○○　●●％

（運営委員会）

第９条　本コンソーシアムに、全ての構成員を委員とする運営委員会を設置する。

２　運営委員会は、指定管理業務の遂行に必要な事項について協議し、決定する。

（取引金融機関）

第１０条　本コンソーシアムの取引金融機関は【金融機関及び本支店名】とし、本コンソーシアムの名称を冠した代表者名義の別口口座預金によって取引するものとする。

（必要経費の分配）

第１１条　構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要経費の分配を受けるものとする。

（決算）

第１２条　本コンソーシアムは、毎年度終了後に当該年度の指定管理業務について決算を行うものとする。

（損益の分担）

第１３条　前条の規定による決算の結果、構成員に配当すべき剰余金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合は、運営委員会が定める比率によってその配当を受け、又は負担するものとする。

（権利義務の譲渡制限）

第１４条　本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退等）

第１５条　構成員は、矢板市及び他の構成員全員の承認を得なければ、本コンソーシアムを脱退することができない。

２　指定管理業務を完了する前に脱退した構成員がある場合は、他の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了させるものとする。この場合において、運営委員会は第８条第３項の責任分担割合を修正する。

３　構成員に指定管理業務の不履行その他の業務遂行に重大な支障を来す事由が生じた場合においては、矢板市及び他の構成員全員の承認により当該構成員を除名することができる。

４　第２項の規定は、除名について準用する。

（契約不適合責任）

第１６条　本コンソーシアムが解散したのちにおいても、指定管理業務に瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責めに任ずるものとする。

（本協定に定めのない事項）

第１７条　本協定に定めのない事項は、運営委員会において定めるものとする。

代表事業者●●外●者は、上記のとおり【コンソーシアムの名称】協定を締結したので、その証として正本●部、副本１部を作成し、各構成員が記名捺印の上、正本については各構成員が１部保有し、副本については矢板市に提出する。

令和　　年　　月　　日

代表事業者　所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　印

構成員　　　所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　印

構成員　　　所在地

名　称

代表者　　　　　　　　　　　印